

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 市町村基本計画の策定

- 一 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県が定める基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならないものとする。
（第二条の三第三項関係）

- 二 市町村基本計画については、基本方針にその指針となるべきものを定めるものとするとともに、市町村基本計画の策定及び変更時における公表並びに主務大臣による助言その他の援助について規定すること。（第二条の二第二項並びに第二条の三第四項及び第五項関係）

第二 配偶者暴力相談支援センターに関する改正

- 一 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。（第三条第二項関係）
- 二 配偶者暴力相談支援センターは、その業務として、被害者の緊急時における安全の確保を行うものと

すること。（第三条第三項第三号関係）

第三 保護命令制度の拡充

一 生命等に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令

1 配偶者からの生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下同じ。）を受けた被害者が配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）によりその生命又は身体に重大な危害を受けおそれ大きいときも、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者）に対し、保護命令を発するものとする。こと。（第十条第一項関係）

2 1に伴い、管轄裁判所及び保護命令に係る申立書の記載事項に関して、所要の規定の整備を行うこと。（第十一条第二項第二号並びに第十二条第一項第一号及び第二号関係）

二 電話等を禁止する保護命令

- 1 被害者への接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、被害者への接近禁止命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。 (第十条第二項関係)

面会を要求すること。

その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り

得る状態に置くこと。

その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

その性的羞恥心しゅうを害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 2 1に伴い、電話等を禁止する保護命令に係る即時抗告及び命令の取消しに関して、所要の規定の整備を行うこと。（第十六条及び第十七条関係）

三 被害者の親族等への接近禁止命令

- 1 配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居しているその成年に達しない子及び配偶者と同居している者を除く。以下「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、被害者への接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、被害

者への接近禁止命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下1において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。 （第十条第四項関係）

2 1の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下2において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができるものとする。 （第十条第五項関係）

3 1に伴い、被害者の親族等への接近禁止命令に係る申立書の記載事項、即時抗告及び命令の取消しに関して、所要の規定の整備を行うこと。 （第十二条第一項第四号、第十六条及び第十七条関係）

第四 配偶者暴力相談支援センターの長への保護命令の発令等に関する通知

一 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る所定の事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶

者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。こと。（第十五条第四項関係）

二 一による通知がされている保護命令について、その効力の停止を命じたとき又は取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。こと。（第十六条第七項及び第十七条第三項関係）

第五 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行するものとする。こと。（附則第一条関係）

二 その他

経過措置その他所要の規定の整備を行うこと。